# 公益社団法人西宮市シルバー人材センター 自動車使用に係る安全・適正要綱

## (趣旨)

- 第1条 この要綱は、公益社団法人西宮市シルバー人材センター(以下「センター」 という。)の会員が、センターの提供する業務に就く場合で、自動車(2輪車を含む。以下同じ)を使用するにあたって遵守すべき事項、並びに自動車の使用により発生した事故の対応について定める。
- 2 センターの提供する業務はボランティア等、就業でない場合も1項に準じる。

## (法令遵守義務等)

- 第2条 自動車を運転する場合は法令を遵守すること。
- 2 自動車を使用して旅客(発注者)の運送をしてはならない。
- 3 使用する自動車は車検期間が有効であり且つ賠償に対応できる任意保険に加入していなければならない。
- 4 酒気を帯びての運転は絶対にしてはならない。
- 5 交通違反、交通事故による免許停止及び免許取消し期間の運転は絶対にしては ならない。
- 6 事故発生の際は、速やかに警察及び関係機関、センターへ連絡し、必要な措置 を講じなければならない。

#### (保険の適用等)

- 第3条 センター所有の自動車による事故は、センターが加入する保険が適用される。ただし、故意又は重大な過失によりセンターが加入する保険の適用が受けられない場合は、会員が当事者としてその責を負う。
- 2 会員が所有する自動車による事故は会員が加入する保険を適用し、会員の責に おいて対応するものとする。

## (センターの自動車の貸出)

- 第4条 センターが受注した業務への就業又はセンターが主催する事業等において、センターが必要と認めた場合、センターの所有する自動車を会員に貸し出しすることができる。
- 2 貸し出しを希望する会員は、貸出し依頼をセンター職員に申し出を行い、許可 を得るものとする。

# (自動車運転不適格会員に対する処置)

第5条 会員が次の各号に該当する場合は、業務を中止させることができる。

- (1) 健康上や就業状態から安全運転に支障が出ると判断される場合
- (2) 交通事故により第三者や会員等に損害を与えた場合
- (3) その他、業務の安全と事業の適正な遂行に支障があると認められる場合

# (自動車運転の年齢制限)

- 第6条 センター所有の自動車の運転を許可できる年齢の上限、及び自己の自動車で就業する場合の年齢の上限は、75歳に達した年度の末日までとする。
- 2 本条1項の実施は、令和4年4月1日とする。
- 附 則(令和2年1月30日議決)
  - この要綱は、令和2年1月1日から制定施行する。
- 附 則(令和3年10月27日議決)
  - この要綱は、令和3年10月27日から改正施行する。